

外国人技能実習生受入に係る職業紹介業務運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は師崎商工会定款第8条の規定に基づき、師崎商工会（以下「本会」という。）の外国人技能実習生受入に係る職業紹介業務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 求 人

(求人申込の受理)

第2条 本会は、取扱職種は全職種、求人者は本会の会員に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理するものとする。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しないものとする。

(求人申込)

第3条 求人の申込みは、求人者又はその代理人が組合に直接来訪して、所定の求人票により、申込みするものとし、直接来訪できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えないものとする。

(雇用条件の明示)

第4条 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示する。

第3章 求 職

(求職申込の受理)

第5条 本会は、取扱職種は全職種、求職者は別表1に定める送出し国の技能実習候補生に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理する。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

(求職申込)

第6条 求職申込みは、別表1に定める送出し国の送出し機関を通じ、本人が所定の求職票により申込みするものとする。

第4章 紹 介

(選択の自由)

第7条 求職者には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力世話をすることとする。

(希望職種)

第8条 求人者には、その希望に適合する求職者に対し極力世話をすることとする。

(業務内容等の明示)

第9条 紹介に際しては、求職者に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望する場合には電子メール

の使用により明示する。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行う。

(責任)

第10条 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとることとする。

(紹介の拒否)

第11条 本会は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介をしないこととする。

第5章 その他

(苦情対応)

第12条 本会は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。

(雇用の成立)

第13条 雇用関係が成立した場合は、求人者及び求職者両方から本会に対して、その報告をする。

(個人情報)

第14条 本会は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、別に定める職業紹介事業に係る個人情報適正管理規約に基づき、適正に取り扱うものとする。

(差別的取扱)

第15条 本会は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切しないこととする。

(取扱職種の範囲等)

第16条 本会の取扱職種の範囲等は、取扱職種は全職種、求職者の取扱地域は別表1に定める送出し国及び国内で求人者は本会の国内会員に限る。

(関係法令)

第17条 本会の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであるが、本会の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営する。

(雑則)

第18条 この規程に定めのない事項については、理事会の議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月8日から実施する。

別表1

送出し国一覧表

No.	送出し国名
1	中華人民共和国
2	ベトナム社会主義共和国
3	インドネシア共和国